

令和元年 第13回

小林市教育委員会

定例会

会 議 録

令和元年11月20日(水)

令和元年 第13回教育委員会定例会 会議録

- 1 日時 令和元年11月20日(水) 午後1時00分～
- 2 場所 小林市立栗須小学校
- 3 出席委員 中屋敷史生 大部菌智子 椎屋芳樹 槇光子 淵上定一郎
- 4 参与職員 山下康代 藤井寛史 松田和弘 税所将晃 金丸浩二 中神正弘
(調製職員) 川俣洋寿
- 5 説明職員 井上誠二
- 6 会議内容

開会 13:00

中屋敷教育長 令和元年11月13日付小林市教育委員会告示第10号で招集されました令和元年第13回小林市教育委員会定例会を開催したいと思います。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

まず、報告が1件あります。報告第18号小林市放課後子ども教室教育活動サポーターの委嘱についての前回質問があった分についての回答であります。説明をお願いします。

松田社会教育課長 先月の会議の中で椎屋委員から、放課後子ども教室活動サポーターの経歴等がわかりますかというところであったんですけども、下に書いてありますとおり、にっこば子ども教室の新田憂美さんにおかれましては、現在も元気クラブの理事というところで、その職についてもらっているところです。そして、2番目の栗須っ子クラブの伊東良子さんですけども、前職といたしまして社会福祉協議会に勤めていらっしゃったというところでございました。

にっこば子ども教室につきましては、元気クラブが担当しておりますので、その関係上というところになります。

中屋敷教育長 よろしいですか。(はい)

この子ども教室も充実していけばいいなと思っているところです。

次の議案のほうに移っていきたいと思います。

議案第51号学校管理規則の一部改正について説明をお願いします。

山下教育部長 2ページをお願いいたします。議案第51号です。小林市立学校管理規則

の一部改正ということで、3ページに改正部分を載せております。第65条に次の1項を加えるということで、学校職員は、出張から帰校したときは、速やかに校長に復命書を提出しなければならない、ただし、簡易なものにあつては、口頭で復命することができるというふうに改正をしたいと思っています。

まず、この改正に至る経緯をお話いたします。現在の宮崎県内の市町村においては、学校における働き方改革という観点から、学校職員の出張復命に関する事務処理を簡略化して、事務効率を図る取り組みが進んでおります。小林市においても同様の取り組みを行いたいと思って改正しております。実際に今、先生たちがどのような状況かと申しますと、全ての学校の先生たちは学校から一步出ると出張扱いになります。勤務地とか勤務内容に限らず、全て出張になりますので、全てそのたびに復命書を書いていただいております。その事務というのがかなりの負担になっておりますので、簡易なものについては口頭復命でいいというふうに、他市町村もそのようになっておりますので、小林市も同様にしたいなと思っております。簡易なものについては、県内の出張、それから宿泊を伴わない出張などが口頭復命での取扱にしたいと思っております。

経緯については以上でございます。

中屋敷教育長 お聞きのとおりですが、何か質問等、ご意見等ありますでしょうか。

よろしいですか。(はい)

それでは、お諮りをしたいと思います。

議案第51号につきましては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(はい)

ありがとうございました。原案どおり決定いたしました。

続いて、議案第52号市文化財指定(峯神社雲龍巻柱・隋神像)の申請について説明をお願いしたいと思います。

松田社会教育課長 それでは、議案第52号市文化財指定(峯神社雲龍巻柱・隋神像)の申請について説明させていただきたいと思います。

本日は、詳しく説明しないといけないという部分もありまして、井上主査に出席していただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。

井上社会教育課主査 説明させていただきます。

お配りした資料にありますように、小林市文化財指定の申請がなされました。申請者の方、個人名で書かれておりますが、この方、霧島岑神社の禰宜をされています。禰宜というのは宮司の一つ下の神職の方です。岑神社からの申請だということで、ご了解いただければと思います。先ほど課長から説明ありましたように申請ございました。

現在、既に岑神社のご神体、6体ございますけれども、その6体のご神体については指定が、小林市指定有形文化財という形で指定になっております。その資料もつけておりますけれども、今回新たに岑神社拝殿内の雲龍巻柱、もう一つが岑神社境内の隋神像1体という形で申請がなされました。神社としては、今現在、野尻の神社、紙屋の高妻神社の宮司様が高妻神社、八尾の神社を兼務されているという状態もありますが、小林市内の神社は、ほぼ専従の宮司がいらっしゃいません。この岑神社だけでございます。そういった由来を言えば、旧小林市の中では宗廟という形で一の神社というような形の位置づけの神社でございますけれども、そこからいわゆる歴史の古いものということで、沢山あるんですが、そのうちの今回、雲龍巻柱と隋神像という形で申請が出されております。

今現在では観光のほうでも観光客の方が多く、特に現在の上ノ菌宮司が非常に熱心で、観光部局との連携とか、いろいろ考える中で何度か相談は受けておりました。2つとも木彫でございます。木質のものでありまして、これの管理の仕方はどうしたらいいだろうかと、社会教育課にもいろいろご相談いただいているところですが、今回、こういった形で指定をしたいと申請を出されております。

後に写真等つけておりますが、市指定としては、近年では27年度に二原遺跡公園を県指定にしたり、28年にオオヨドカワゴロモを国指定にしたりと、県、国との指定関係はありましたけれども、市の指定として、正式に申請が上がったのは平成18年の仲間の田の神以来でございます。小林市文化財保護条例をつけております。13ページからになります。

条例の2枚目をめくっていただきまして、第6条、指定、市は、市の区域内にある文化財のうち、重要なものを市指定有形文化財、市指定無形文化

財、市指定民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝及び市指定天然記念物に指定することができる」と条例になっております。

1枚めくっていただきまして、第4項に、第1項及び前項の規定による指定及び認定をしようとするときは、あらかじめ委員会の意見を聞かなければならないと定められております。ここで言います委員会は教育委員会のことではなく、第4条に書かれてあります文化財保存調査委員会のこととなります。市の区域内に所在する文化財の調査、保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、文化財を調査し、重要事項を審議し、かつ、これらの事項について、必要と認める事項を建議するため、文化財保存調査委員会を置くというふうに条例では規定されております。

先ほど18年度以来とありましたけれども、18年、仲間の田の神のときにも、この教育委員会に諮りまして、教育委員会から保存調査委員会に諮問が出されております。その後、文化財保存調査委員会内で協議を行い、答申という形でまた教育委員会に上げまして、仲間の田の神の場合は指定となりまして、教育委員会告示として出されたところでございます。

以上になります。

中屋敷教育長 ありがとうございます。

何かご質問、ご意見等ありませんでしょうか。

楨委員 昔からすごい神社だということはお聞きしていて、市の指定になっていないというのが不思議なぐらいで、なぜ今なのかと思いました。

井上社会教育課主査 まずは申請自体がなされていないというところがあります。あと、今の宮司様になって恐らく6年か7年ぐらいたつかと思いますが、今の宮司様が非常に積極的にされていて、以前の宮司様は中のものは一切見せないというようなこともありました。やはり神域という形でもございますので、指定をすとかいう調査によっていろんな方がご神体なり、そういう神社の聖域の部分に入るというのをやはり嫌うという方も当然神社内にはいらっしゃるといこともありますので、やはり宮司様の気持ちやお考え次第というところがございます。

楨委員 もし指定となった場合は、風化されないようにきちんと管理したりとかも考えておられるんですか。

井上社会教育課主査 あくまで指定で、条例の中にもあるように、補助をすることはできると規定はしてあるんですけども、あくまで所有者の方が管理をされて、市や教育委員会の中でお手伝いという形にはなるかと思います。管理はあくまで岑神社とか所有者の方になりますので、全てのものを市が管理をすることは、現状ではいろいろな文化財がありますので難しいかと思います。

中屋敷教育長 今のは15ページの第8条ですね。所有者、市指定文化財の所有者は教育委員会規則及び教育委員会の指示に従い、管理しなければならない。16ページの第12条に補助金を交付することができると、別に定める規定に基づきというのは、補助金の何か定めが別にあるんですか。

井上社会教育課主査 小林市の補助規定になるかと思います。

中屋敷教育長 その第2項のところ、市は指揮監督をするということですね。

井上社会教育課主査 はい。

中屋敷教育長 わかりました。その傷みぐあいはどうなんですか。

井上社会教育課主査 まだ調査委員会の中での具体的な調査というのはされておませんが、現状、私が見る中では、隋神像に関しては顔に一部欠損があったりというのはございますが、その欠損した部分はすぐそばに落ちていたりというようなことで、接着させる薬剤については検討が必要ですが、復元は可能だということになります。あと、雲龍巻柱については、やはり幾ら保存処理等をかけても劣化をとめるすべは今はありませんので、進行を遅らせる術でしかないんですけども、日々の宮司さん、神社側が毎日のほこり取りの掃除とか、ほこりを取るだけで虫のつきがまた変わりますので、そういう日々のことで、今のところまだ壊滅的なダメージというのは見受けられません。

中屋敷教育長 もう一つ、県の指定にするときの条件というのはどうなんですか。

井上社会教育課主査 県の指定になれば、やはり今度は宮崎県の中でそれが特別かというような審議になるかと思います。ですので、県の審議会というのがございますので、そこで今度は調査というような形であったり、以前は市町村指定で3年以上経過しないと県指定には上がれないというのがあったんですけども、昨年度からその年数は撤廃されております。ですので、今度は県の中でどうかというような審議になってくると思います。

中屋敷教育長 わかりました。

ほかにありませんか。

椎屋委員 お願いしたいのは、他県で仏像とか非常に盗難が多いということがよく報道されますので、今回これが市の指定になることによって一般市民の方、あるいは県外の方等に知られることになって、それでまた盗難に遭ったということがあってはいけませんので、関係者の方にその旨を徹底して管理するようにお伝えいただきたいと思います。

井上社会教育課主査 その点でも先ほど言いましたように、小林市内で宮司が常駐する唯一の神社だということ、日中のところはあるかと思いますが。あとは実際にこの写真を私と課長とで撮りに行ったときに、隋神像のほうは鍵がありませんでしたので、そういうところは鍵をしたほうがいいですよというようなこと、あと、特に雲龍巻柱のほうなんですけれども、日本で一番有名な雲龍巻柱が首里城でした。そういったところの面からも、宮司様等にはお話をさせていただきたいと思うところがございます。

中屋敷教育長 盗難や火災に気をつけないということですね。

ほかにありませんでしょうか。よろしいでしょうか。(はい)

それでは、ご質問やご意見等がないようですので、お諮りしたいと思います。議案第52号につきましては、原案どおり決定してよろしいでしょうか。(はい)

ありがとうございました。原案どおり決定いたしました。

8、次回開催予定をお願いしたいと思います。

川俣調製職員 来月、12月18日水曜日に、午後3時半から市役所2階の第1会議で行わせていただきたいと思います。

中屋敷教育長 よろしいでしょうか。(はい)

それでは、第13回定例会教育委員会を終わりたいと思います。

お疲れさまでした。

閉会 16:40

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製職員
